

案

令和 8 年度第二種負担金の額及び徴収方法認可申請書

T C A 支 - B ※※※

令和 7 年 1 0 月 〇 〇 日

総 務 大 臣
村上 誠一郎 殿

郵便番号

1 0 1 - 0 0 5 2

とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっちょうめ

住 所

東京都千代田区神田小川町一丁目 1 〇
興信ビル 2 F

いっばんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい

名称及び代表者の氏名 一般社団法人電気通信事業者協会

かいちょう しまだ あきら

会長 島田 明

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）（以下「事業法」という。）第 110 条の 5 第 2 項において準用する同法第 110 条第 2 項の規定により、令和 8 年度における第二種負担金の額及び徴収方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 高速度データ伝送役務提供事業者ごとの第二種負担金の額

(1) 高速度データ伝送役務提供事業者

別表の 98 事業者（令和 7 年 10 月現在）

(2) 高速度データ伝送役務提供事業者ごとの第二種負担金の額

- ① 二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則第 3 条の規定に基づく認可申請書（T C A 支 - B ※※※（令和 7 年 10 月 〇 〇 日）（以下「3 条許可申請書」という。別添資料 1）別紙中 1 ㊦及び総務省告示第 316 号（令和 7 年 9 月 12 日）第 2 条の規定にしたがって、高速度データ伝送役務提供事業者ごとに算定する次の額とする。

資料 3

$$\begin{array}{l} \text{令和 7 年度の申請単価} \quad 2 \text{ 円} / \text{回線} \quad \times \quad \left(\begin{array}{l} \text{令和 8 年 3 月末における当該高速度データ} \\ \text{伝送役務提供事業者の算定対象回線数} \end{array} \right) \\ \text{—(別紙 1)—} \quad \uparrow \quad \text{(注)} \\ \text{資料 4} \end{array}$$

（注）算定等規則第 25 条第 1 項の規定により総務大臣から支援機関に通知される令和 8

年 3 月末の算定対象回線数（電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）第 9 条の規定により各高速度データ伝送役務提供事業者が総務大臣に報告する令和 8 年 3 月末における回線数）。

- ② ①の額が当該高速度データ伝送役務提供事業者の算定対象収益の額に占める割合が 100 分の 3（電気通信事業法施行令（昭和 60 年 4 月 1 日政令第 75 条）第 5 条の 2 第 2 項）を超える場合は、当該算定対象収益の額に 100 分の 3 を乗じて得た額とする（事業法第 110 条の 5 第 1 項、算定規則第 24 条第 3 項）。

当該算定対象収益の額に 100 分の 3 を乗じて得た額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。

- 2 高速度データ伝送役務提供事業者の算定対象収益の額の算定方法
算定規則第 27 条で定められた算定方法によった。

3 第二種負担金の徴収方法

令和 8 年度の第二種負担金は、高速度データ伝送役務提供事業者ごとに上記 1 (2) により算定した額を年に 1 回徴収することとする（3 条許可申請書別紙中 2①のとおり）。

(1) 納付手段

- ① 第二種負担金の納付は、銀行振込により行うものとする。
② 第二種負担金の振込手数料の負担は、第二種負担金を納付する高速度データ伝送役務提供事業者が負うものとする。

(2) 第二種負担金額の通知

高速度データ伝送役務提供事業者（納付すべき第二種負担金の額が 0 円の事業者を除く。）に対し、第二種負担金額を通知する。

① 通知の時期

算定規則第 25 条第 1 項の規定に基づき総務大臣が高速度データ伝送役務提供事業者ごとに算出する第二種負担金の額の対象となる算定対象回線数（令和 8 年 3 月末の回線数）を支援機関が受領してから 2 週間以内

② 通知する事項

- ア 各高速度データ伝送役務提供事業者の第二種負担金の額
イ 第二種負担金の納付期限
ウ 第二種負担金を納付する口座名義・口座番号

(3) 第二種負担金の納付期限

上記(2)①の通知の日から一月を経過した後の最初の営業日まで。

(4) 延滞金の納付

納付期限までに第二種負担金が納付されない場合は、納付期限の翌日から納付する日までの日数日につき1万分の4の割合を乗じた延滞金を請求するものとする（事業法第110条の5第2項の規定において読み替えて準用する同法第110条第5項。電気通信事業法施行令（昭和64年4月1日政令第75号第30条））。

(5) 第二種負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の第二種負担金の徴収に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
- ② 当該口座からの振込先を各高速度データ伝送役務提供事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証を強化する（予め特定された者による認証操作を要するものとする。）。
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
- ⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。

4 第二種負担金の納付期限

上記3(3)のとおり。

5 第二種支援業務に係る経理の状況

該当なし。

6 第二種支援業務に要する費用の額の算定方法及びその算定結果

別紙2のとおり。

令和 8 年度負担事業者一覧

(別表)

令和 7 年10月現在 98社 (五十音順)

1	株式会社秋田ケーブルテレビ
2	アルテリア・ネットワークス株式会社
3	イーブロードコミュニケーションズ株式会社
4	イツ・コミュニケーションズ株式会社
5	射水ケーブルネットワーク株式会社
6	宇都宮ケーブルテレビ株式会社
7	株式会社 S T N e t
8	株式会社エヌ・シー・ティ
9	株式会社 N T T ドコモ
10	N T T 西日本株式会社
11	N T T 東日本株式会社
12	N T T ビジネスソリューションズ株式会社
13	N T T メディアサブライ株式会社
14	株式会社エネコム
15	株式会社愛媛 C A T V
16	エルシーブイ株式会社
17	大分ケーブルテレコム株式会社
18	株式会社大垣ケーブルテレビ
19	O T N e t 株式会社
20	沖縄セルラー電話株式会社
21	株式会社オブテージ
22	金沢ケーブル株式会社
23	株式会社キャッチネットワーク
24	九州テレ・コミュニケーションズ株式会社
25	株式会社 Q T n e t
26	近鉄ケーブルネットワーク株式会社
27	株式会社倉敷ケーブルテレビ
28	グリーンシティケーブルテレビ株式会社
29	株式会社 K C N 京都
30	K D D I 株式会社
31	ケーブルテレビ株式会社
32	株式会社ケーブルテレビ品川
33	株式会社ケーブルテレビ富山
34	株式会社ケーブルネット下関
35	株式会社ケーブルネット鈴鹿
36	株式会社ケーブルメディアワイワイ
37	株式会社広域高速ネット二九六
38	株式会社コミュニティネットワークセンター
39	山陰ケーブルビジョン株式会社
40	シーシーエヌ株式会社
41	C C N e t 株式会社
42	株式会社シー・ティー・ワイ
43	株式会社 J W A Y
44	株式会社ジェイコム湘南・神奈川
45	株式会社ジェイコムウエスト
46	株式会社ジェイコム九州
47	株式会社ジェイコム埼玉・東日本
48	株式会社ジェイコム札幌

49	株式会社ジェイコム千葉
50	株式会社ジェイコム東京
51	J S A T M O B I L E C o m m u n i c a t i o n s 株式会社
52	株式会社 J T O W E R
53	上越ケーブルビジョン株式会社
54	湘南ケーブルネットワーク株式会社
55	シンガポールテレコム・ジャパン株式会社
56	スカパー J S A T 株式会社
57	スターキャット株式会社
58	S t a r l i n k J a p a n 合同会社
59	株式会社 Z T V
60	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
61	ソフトバンク株式会社
62	多摩ケーブルネットワーク株式会社
63	知多メディアスネットワーク株式会社
64	株式会社中海テレビ放送
65	中部テレコミュニケーション株式会社
66	株式会社ちゅピCOM
67	土浦ケーブルテレビ株式会社
68	株式会社テレビ岸和田
69	株式会社テレビ松本ケーブルビジョン
70	東京ケーブルネットワーク株式会社
71	株式会社 T O K A I ケーブルネットワーク
72	株式会社トコちゃんねる静岡
73	豊橋ケーブルネットワーク株式会社
74	株式会社長崎ケーブルメディア
75	西尾張シーエーティーヴィ株式会社
76	株式会社日本ネットワークサービス
77	株式会社ニューメディア
78	パナソニックアビオニクスコーポレーション
79	B A N - B A N ネットワークス株式会社
80	B T V 株式会社
81	ひまわりネットワーク株式会社
82	姫路ケーブルテレビ株式会社
83	株式会社ファイバークエスト
84	株式会社ファミリーネット・ジャパン
85	福井ケーブルテレビ株式会社
86	富士通株式会社
87	株式会社ベイ・コミュニケーションズ
88	松阪ケーブルテレビ・ステーション株式会社
89	ミクスネットワーク株式会社
90	宮崎ケーブルテレビ株式会社
91	山口ケーブルビジョン株式会社
92	U Q コミュニケーションズ株式会社
93	Y O U テレビ株式会社
94	横浜ケーブルビジョン株式会社
95	楽天モバイル株式会社
96	株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス
97	株式会社ワイヤレスゲート
98	W i r e l e s s C i t y P l a n n i n g 株式会社

第二種負担金認可申請書添付資料

(第二号算定等規則第 23 条第 1 項)

- 1 認可申請書 第二号算定等規則 様式第二 《第一号》
- 2 高速度データ伝送役務提供事業者ごとの第二種負担金の額
《第一号》
- 3 高速度データ伝送役務提供事業者の算定対象収益の額（第 27
条の規定により算定した収益額）の算定方法 《第二号》
- 4 第二種負担金の徴収方法 《第三号》
- 5 第二種負担金の納付期限 《第四号》
- 6 法 112 条の規定に基づき区分経理した第二種負担認可申請の申
請の日が属する事業年度の前事業年度における第二種支援業務に
係る経理の状況 《第五号》 . . . 該当なし
- 7 第二種支援業務に要する費用の額の算定方法及びその算定結果
《第六号》 . . . 資料 4-3

1 申書書に
記載